

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
○公の施設の指定管理者の指定の取り消し(二五二・県民文化政策課)	1
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定(二五二・環境整備課)	1
○道路区域の変更(一五三・道路課)	1
○応急入院指定病院の指定(障害福祉課)	1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)	2
○土地改良区の役員の就任の届出(秋田地域振興局農林部)	2
○県営土地改良事業計画の決定(仙北地域振興局農林部)	2
○教育委員会告示	
○教育委員会会議の開催(八・教育庁総務課)	2

## 一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧			A	B		
			川連増田平鹿線	横手市平鹿町醍醐字下箆田六四番二地先から字石成五三番二地先まで		五・〇〇〇～一・〇〇〇	〇・四二七
			川連増田平鹿線	横手市平鹿町醍醐字下箆田六四番二地先から字石成五三番二地先まで		五・〇〇〇～二・〇〇〇	〇・四二七
						五・〇〇〇～一五・〇〇〇	〇・四三二

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年四月一日から同月十四日まで

## 告示

- 内水面漁場管理委員会告示
- 第五種共同漁業権魚種に係る増殖量(一、二)……………2
- 内水面漁場管理委員会指示
- ブラックバス等外来魚の再放流の禁止(二)……………4

### 秋田県告示第百五十一号

秋田県総合生活文化会館のイベント広場の指定管理者から指定の解除の申し出があったことにより、その指定を次のとおり取り消したので、秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第八條の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月一日

住所及び名称 秋田県知事 寺田典城

一 住所及び名称 秋田市中通二丁目三番八号 財団法人秋田県物産振興会

二 指定取消年月日 平成二十年四月一日

### 秋田県告示第百五十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五條の十七第一項の規定により、次のとおり廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成二十年四月一日

秋田県知事 寺田典城

指定区域	埋立地の区分
能代市浅内字上山九二番一の一部、九三番の一部、九五番の一部、九五番一の一部、二二三番一の一部及び二二四番の一部、字大館沢三三番の一部、三三番、三六番の一部、三六番一の一部、三六番四、三七番の一部及び三八番の一部並びに字上山二二三番二と二二三番三と字大館沢三五番のうちの一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三條の二第三号口該当(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二條の三十二第一号の措置に係るもの)

指定区域台帳は、生活環境文化部環境整備課において閲覧に供する。

### 秋田県告示第百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年四月一日

秋田県知事 寺田典城

## 公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十三條の四第一項の規定により、次のとおり応急入院指定病院を指定したので、公告する。

平成二十年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所在地	指定病床	指定期間
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	大仙市協和上淀一床 川字五百刈田三百五十二番地	一床	平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年三月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人秋田パドラーズ
- 三 代表者の氏名  
船山 仁
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田市大町一丁目二番七号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、自然河川環境社会を構築するすべてのネットワークの人々に対して、自然環境保全を大きな柱として河川自然環境の事業を行い、自然環境保護社会創成に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容  
(一) 役員の変更に係る定款の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡真崎堰土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 就任理事の住所及び氏名

潟上市飯田川飯塚字中谷地百十二番地

二田 忠雄

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の者から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大仙市大沢郷寺字長者屋敷十八番地戸嶋喬ほか十九人
- (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（皆別当地区経営体育成基盤整備事業（区画整理型））計画書の写し
- (二) 縦覧期間 平成二十年四月二日から同月三十日まで
- (三) 縦覧場所 大仙市役所本庁 大仙市役所西仙北総合支所
- 二 大仙市南外字悪戸野六十番地佐藤芳雄ほか十七人
- (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（南外中央区経営体育成基盤整備事業（区画整理型））計画書の写し
- (二) 縦覧期間 平成二十年四月二日から同月三十日まで
- (三) 縦覧場所 大仙市役所本庁 大仙市役所南外総合支所
- 三 仙北郡美郷町畑屋字前田九十三番地一武藤威ほか五十人
- (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（瀧尻地区ため池等整備事業）計画書の写し
- (二) 縦覧期間 平成二十年四月二日から同月三十日まで
- (三) 縦覧場所 美郷町役場仙南庁舎

### 教育委員会告示

#### 秋田県教育委員会告示第八号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成二十年四月一日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

- 一 日時 平成二十年四月三日 午後四時
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
  - (一) 平成二十年度秋田県教科用図書選定審議会委員の任命
  - (二) 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則案
  - (三) 秋田県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について
  - (四) その他

### 内水面漁場管理委員会告示

#### 秋田県内水面漁場管理委員会告示第一号

内水面における増殖事業の推進を図るため、平成二十年度の第五種共同漁業権魚種に係る増殖量について、次のとおり定められたので公告する。

平成二十年四月一日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊 藤 彊

漁業協同組合	免許番号	魚 種																								
		あ kg	ゆ 千尾	い 千尾	わ 千尾	な kg	や kg	ま kg	め kg	こ kg	い kg	ふ kg	な kg	や kg	つ kg	め kg	に kg	じ kg	ま kg	す kg	さ kg	く kg	ら kg	ま kg	す kg	産卵場 造成箇所
雄勝漁業協同組合	内共 1号	426	15	100																						3
皆瀬川筋漁業協同組合	内共 2,3号	760	28	28	75	25																				3
成瀬川漁業協同組合	内共 4号	250	35	45	16	15																				3
雄物川上流漁業協同組合	内共 5号	300	2	15	166	10	50																			3
県南漁業協同組合	内共 6号	400	3	3	825	25	125																			3
横手川漁業協同組合	内共 7号	340	10	10	170	10	175																			3
仙北漁業協同組合	内共 8号	75	10	22	1,048	25																				7
仙北中央漁業協同組合	内共 9号	110	5	20	520	160	50																			5
角館漁業協同組合	内共 10号	1,688	32	67	200	38	100																			3
仙北西部漁業協同組合	内共 11号	275	10	10	310	75	150																			3
岩見川漁業協同組合	内共 12号	750	20	143	375	25	150																			3
鹿角市河川漁業協同組合	内共 13号	125	59	4																						3
比内町漁業協同組合	内共 14号	110	60	60	25	25	25																			5
小坂町漁業協同組合	内共 15号		5	5																						1
大館市漁業協同組合	内共 16号	90	13	8	140	10	50																			4
田代町漁業協同組合	内共 17号	300	10	15	25	25	50																			3
鷹巣町漁業協同組合	内共 18号	153	10	10	275	5																				2
阿仁川漁業協同組合	内共 19号	500	40	25	175	20	350	1	100																	3
萩形ダム漁業協同組合	内共20、21号	75	7	7	75	15																				3
粕毛漁業協同組合	内共 22号	400	20	40	140	10																				3
能代市常盤川漁業協同組合	内共 23号	52		13	0		50																			1
子吉川水系漁業協同組合	内共24、25号	998	21	21	1,225	75	500																			7
八森町真瀬川漁業協同組合	内共 26号	250	23	30	0																					1
馬場目川漁業協同組合	内共 27号	65	20	5	50																					4
田沢湖町漁業協同組合	内共 28号	175	11	5	33	5																				1
合 計		8,665	466	708	5,867	598	1,825	6	100																	80

秋田県内水面漁場管理委員会告示第二号

十和田湖における増殖事業の推進を図るため、平成二十年度の第五種共同漁業権魚種に係る増殖量について、次のとおり定めたとので公告する。

平成二十年四月一日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊藤 彊

免許番号	漁業協同組合名	魚 種	増 殖 量
農内共第一号	十和田湖増殖漁業協同組合	ひめます ふな えび さくらます	七〇万尾 五万尾 十六箇所 一万尾

内水面漁場管理委員会指示

秋田県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十年四月一日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊藤 彊

一 指示の内容

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれに連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

- (一) ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚）
- (二) ブルーギル

二 指示の期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
E-mail: matsubara@natsubara-insu.co.jp

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄